九　第四条第二項第九号の温度上昇を防止するための措置

十　第四条第二項第十号のウォータージェットの水圧及び研磨剤の量が過剰になることを防ぐための装置

十一　第四条第二項第十一号イの不発弾等廃薬処理場

十一の二　第四条第二項第十一号ロの土堤、防爆壁又は防火壁その他の延焼を遮断するための措置

十一の三　第四条第二項第十一号ハの周囲の火災を防止するための措置

九　解撤作業中における温度上昇を防止するための措置の維持管理状況を、目視等、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。ただし、温度上昇により不発弾等が爆発し又は発火するおそれがない場合には、温度上昇により不発弾等が爆発し又は発火するおそれがないことを、目視等、図面又は記録により検査する。

十　解撤に使用するウォータージェットの水圧及び研磨剤の量が過剰になることを防ぐための装置の維持管理状況を、目視等により検査し、及び当該装置の機能を、作動試験又はその記録により検査する。

十一　不発弾等廃薬処理場について、危険区域内に設置されていることを、目視等により検査する。

十一の二　土堤又は防爆壁を設置したものについては、土堤又は防爆壁を、別表第四第十六項又は第十八項に掲げる保安検査の方法により検査し、防火壁その他の延焼を遮断するための措置を講じたものについては、当該措置の維持管理状況を、目視等及び図面により検査する。ただし、火薬類が爆発し又は発火することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視等、図面又は記録により検査する。

十一の三　周囲の火災を防止するための措置の維持管理状況を、目視等、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。

九　第四条第二項第九号の温度上昇を防止するための措置

十　第四条第二項第十号のウォータージェットの水圧及び研磨剤の量が過剰になることを防ぐための装置

十一　第四条第二項第十一号イの不発弾等廃薬処理場

十一の二　第四条第二項第十一号ロの土堤、防爆壁又は防火壁その他の延焼を遮断するための措置

十一の三　第四条第二項第十一号ハの周囲の火災を防止するための措置

九　解撤作業中における温度上昇を防止するための措置の維持管理状況を、目視、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。ただし、温度上昇により不発弾等が爆発し又は発火するおそれがない場合には、温度上昇により不発弾等が爆発し又は発火するおそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

十　解撤に使用するウォータージェットの水圧及び研磨剤の量が過剰になることを防ぐための装置の維持管理状況を、目視により検査し、及び当該装置の機能を、作動試験又はその記録により検査する。

十一　不発弾等廃薬処理場について、危険区域内に設置されていることを、目視により検査する。

十一の二　土堤又は防爆壁を設置したものについては、土堤又は防爆壁を、別表第四第十六項又は第十八項に掲げる保安検査の方法により検査し、防火壁その他の延焼を遮断するための措置を講じたものについては、当該措置の維持管理状況を、目視及び図面により検査する。ただし、火薬類が爆発し又は発火することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

十一の三　周囲の火災を防止するための措置の維持管理状況を、目視、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。